



令和5年5月10日発行

春というより初夏と言いたくなるような気候になり、先日は鯉のぼりが気持ちよさそうに泳いでいるのを目にしました。日々の業務に追われがちですが、大空を泳ぐ鯉のぼりのように優雅に力強く過ごしていきましょう！

《ケアマネサロン》

日時：6月14日（水）14:00～15:30
場所：熱田区役所6階 研修室
内容：間質性肺炎について
講師：服部病院 副院長 服部 孝彦先生
*ケアマネサロン終了後、熱田消防署より10分程度「高齢者の火災実情と住宅用火災警報器の給付について」の話しがあります。詳細は後日案内を送付しますのでご確認ください。

《熱田区はち丸在宅支援センター》

在宅療養に関する相談対応や、訪問診療可能な医療機関等に関する情報提供を行っています。ご自宅等で療養する方の支援にあたり、心配や不安な事、分からない事がありましたら、お気軽にご相談ください。
(担当：山田・河西) TEL683-0874



今月の予定

- * 家族教室 5月8日（月）「認知症について正しく理解しよう」を行いました。
 - * 家族サロン 5月19日（金）13:30～15:30
 - * もの忘れ相談医の専門相談 5月26日（金）14:00～15:30 協立総合病院 堀井 清一先生
 - * 認知症サポーター養成講座 5月26日（金）13:30～15:00
- ※総合事業におけるサービス事業所一覧（熱田区及び隣接区）を別紙にて送付しています。
※予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

特記の書き方のポイント

(1-10)浴室内(洗い場、浴槽内)でスポンジ等に石鹸やボディシャンプー等をつけて全身を洗う時の介助の状態を判断

- ・清拭は洗身とは判断しない
- ・身体の各所を洗う行為に介助があるか否かで判断
- 流すことは含まない
- 洗髪は含まない
- 浴室への出入り、浴槽に入っているかどうかは含まない
- 石鹸等をつける行為への介助は問わない。

※実際の介助方法が不適切だと調査員が判断するときは、理由を特記に記載したうえで適切な介助方法を選択する。

《お知らせ》

* 5月8日より新型コロナウイルスが5類へ移行となりました。「5類移行に関する掲示用資料」（名古屋市ホームページより）を添付します。ご活用ください。なお、熱田区社会福祉協議会職員は当面の間、業務中におけるマスク着用を行っています。
* 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等の関する臨時的な取扱いについて」がNAGOYA かいごネットにアップされています。特例措置が終了されるものもありますので、ご確認ください。



【発行】熱田区いきいき支援センター：熱田区神宮三丁目1番15号 区役所等複合施設6階

TEL:671-3195 FAX:671-1155

いきいき支援センター分室：熱田区大宝三丁目6-26 シンボル日比野1階

TEL:682-2522 FAX:682-2505

あつたっくかわら版は熱田区社会福祉協議会のHPでご覧いただけます。 h-atuta@nagoya-shakyo.or.jp